

運営規程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人宮前福祉会が設置する宮前保育園（以下「当園」という。）が、認定こども園（保育所、幼稚園）として行う特定教育・保育の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての利用子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指す。

2 特定教育・保育の提供にあたっては、利用子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進するため、利用子どもの意思及び人格を尊重して特定教育・保育を提供するよう努める。

3 当園は、利用子どもの属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行うと共にその支援を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(名称及び所在地)

第3条 当園の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 宮前保育園
- (2) 所在地 甲府市岩窪町 379 番地

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、乳幼児の発達に必要な特定教育・保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するにあたり配置する職員の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。なお、員数は入所人数により変動することがある。

- (1) 施設長（園長）（常勤専従） 1人
園長は、特定教育・保育の質の向上及び職員の資質の向上に取り組むとともに、職員

の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士（常勤専従） 2人

主任保育士は、園長を補佐するとともに、保育計画の立案や支給認定保護者から育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の保育士を統括する。

(3) 保育士 30人（常勤専従 24人、非常勤 6人）

保育士は、保育計画及び保育課程の立案とその計画、課程に基づくすべての利用子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 調理師・調理員 4人（常勤専従 2人、非常勤 2人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(5) 看護師 3人（常勤専従 0人、非常勤 3人）

看護師は、利用子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。

(6) 栄養士 2人（常勤専従 2人、非常勤 0人）

栄養士は、利用子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 事務・用務員 3人（常勤専従 2人、非常勤 1人）

事務・用務員は、当園の事務及び雑務を行う。

(8) 嘱託医 1人

嘱託医は、当園の利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

(9) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の利用子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康歯科健診、職員及び支給認定保護者への相談・指導を行う。

（特定教育・保育の提供を行う日）

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日及び翌年1月1日から1月3日を除く。

（特定教育・保育の提供を行う時間）

第7条 当園の特定教育・保育提供時間は次のとおりとする。

1. 開所時間

当園が定める開所時間は、次のとおりとする。

月～金 午前7時00分から午後7時00分までとする。

土 午前7時00分から午後7時00分までとする。

2. 2号・3号認定の保育日数及び保育時間

保育日数：週5日

保育時間：1日11時間（7時から18時まで）

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育標準時間認定を受けた支給認定保護者が保育を必要とする時間とする。

月～金 午前7時00分から午後6時00分までとする。

土 午前7時00分から午後6時00分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（11時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、当園が定める保育時間（11時間）から開所時間の間に延長保育を提供する。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）

当園が定める次の時間帯の範囲内で、保育短時間認定を受けた支給認定保護者が保育・教育を必要とする時間とする。

月～金 午前8時30分から午後4時30分までとする。

土 午前8時30分から午後4時30分までとする。

ただし、当園が定める保育時間（8時間）以外の時間帯において、やむを得ない事情により特定教育・保育が必要な場合は、当園が定める開所時間から保育時間（8時間）の間に延長保育を提供する。

（特定教育・保育の提供を行わない日）

第8条 当園の休園日は原則として次のとおりとする。

1. 2号・3号認定

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する日
- (3) 年末年始 12月29日～1月3日
- (4) その他園長が認める休日

（利用者負担その費用の種類、支払を求める理由及びその額）

第9条 支給認定保護者は、支給認定保護者の居住する市町村長が定める利用料を、その居住する市町村へ支払うものとする。

- 2 第1項に定めるもののほか、**別表**に掲げる当園の特定教育・保育において提供する便宜の要する費用については、支給認定保護者より実費の負担を受ける。

（利用定員）

第10条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
定員	10人	30人	30人	30人	30人	30人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用にあたっての留意事項)

第11条 当園は、市町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき、かつ教育・保育の実施について委託を受けたときは、これに応じる。

2 当園の利用開始にあたり必要な事項を記載した書面により、当該利用子どもの支給認定保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、保育・教育の提供を終了するものとする。

(1) 「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に該当せず、市町村が利用を取り消したとき。

(2) 支給認定保護者から、保育所利用の取消しの申出があったとき。

(3) 市町村が、保育所の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第12条 当園は、特定教育・保育の提供中に、利用子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに利用子どもの家族等に連絡をするとともに、嘱託医又は利用子どもの主治医に相談する等の措置を講じる。

2 特定教育・保育の提供により事故が発生した場合は、市児童保育課及び支給認定保護者に連絡するとともに、必要な措置を講じる。

3 利用子どもに対する特定教育・保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害の対策)

第13条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第14条 当園は、利用子どもの人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずる。

(1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する必要な体制の整備

(2) 職員による利用子どもに対する虐待等の行為の禁止

(3) 虐待の防止、人権に関する啓発のための職員に対する研修の実施

(4) その他虐待防止のために必要な措置

- 2 当園は、特定教育・保育の提供中に、当園の職員又は養育者（支給認定保護者等利用子どもを現に養育する者）による虐待を受けたと思われる利用子どもを発見した場合は、速やかに、児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、市児童保育課・児童相談所等適切な機関に通告する。

(苦情対応)

第15条 当園は、支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員等苦情受付の窓口を設置し、支給認定保護者等に対して公表するとともに、苦情に対して必要な措置を講じる。

- 2 苦情を受け付けた際は、速やかに事実関係等を調査するとともに、苦情申出者との話し合いによる解決に努める。その結果、必要な改善を行う。
- 3 苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録する。

(安全対策と事故防止)

第16条 当園は、安全かつ適切に、質の高い特定教育・保育を提供するために、事故防止・事故対応マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

- 2 事故発生防止のための委員会の設置及び職員に対する研修を実施する。
- 3 当園は、事故の状況及び事故に際して取った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じる。
- 4 事故については、必要に応じて保護者に周知するとともに、死亡事故、治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故（意識不明の事故を含む）については、市児童保育課にも報告する。

(健康管理・衛生管理)

第17条 当園では、利用子どもに対して、利用開始時の健康診断及び少なくとも年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施する。

- 2 当園は、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(支給認定保護者に対する支援)

第18条 当園は、障害や発達上の支援を必要とする利用子どもとその支給認定保護者に対して、十分な配慮のもと保育や支援を行う。利用子どもや支給認定保護者に対しては、成長に対する正しい認識ができるよう支援を行う。

- 2 当園は、支給認定保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、支給認定保護者

の状況に配慮するとともに、利用子どもの快適で健康な生活が維持できるよう、支給認定保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(特定教育・保育に関する評価)

第19条 当園は、甲府市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第16条に規定する特定教育・保育に関する評価等について、質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

2 提供する特定教育・保育の質に関し、定期的に当該特定教育・保育施設を利用する支給認定保護者その他の特定教育・保育施設の関係者（当該特定教育・保育施設の職員を除く。）による評価又は外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表するものとする。

(秘密の保持)

第20条 当園の職員は、業務上知り得た利用子ども及び支給認定保護者の秘密を保持する。

2 地域子育て支援事業を利用した利用子どもやその家族の秘密を保持する。

3 連携施設を利用する利用子ども及びその家族の秘密を保持する。

4 園を退職した職員であっても、同様に秘密を保持する。

(記録の整備)

第21条 当園は、特定教育・保育の提供に関する提供日、内容、その他必要な事項を記録するものとする。

(1) 特定教育・保育の実施に当たっての計画 5年間保存

(2) 提供した保育・教育に係る提供記録 5年間保存

(3) 市町村への通知に係る記録 5年間保存

(4) 支給認定保護者等からの苦情の内容等の記録 5年間保存

(5) 事故の状況及び事故に際して取った処置についての記録 5年間保存

(6) 保育所児童保育要録

当該児童が小学校を卒業するまでの間保存

附則

この規程は平成27年4月1日から施行する。

別表

1 特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
主食代（3歳以上）		月額 1000円
通園バス代		片道 1500～1900円

2 延長保育に係る利用者負担

延長保育（短時間） 7：30～8：30 16：30～19：00 30分毎 300円
（標準時間） 18：30～19：00 300円